平成２６年（フ）第８３号
兵庫県明石市東野町2143番地の５
債務者　岩崎　正幸
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番10―15号
債務者　浦島美樹子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　智輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目11番１―403号
債務者　濱崎　　知
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７号
新潟県村上市北新保683番地９　特別養護老人ホームさつき園
債務者　竹部　カツ
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５３号
新潟県新発田市新栄町１丁目３番16号
債務者　熊倉　純子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４６号
三重県伊勢市辻久留３丁目17番５号　済美学院
債務者　黒沢明日香
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１３７４号
大阪府豊中市曽根南町１丁目17番10号
債務者　坂上　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１２号
大阪府茨木市新郡山２丁目８番203号
債務者　林　　徳彦
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１７号
大阪市東成区大今里南５丁目９番21―201号
債務者　森　　広美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１９号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目６番　打上団地14号棟306号室、住民票上の住所兵庫県西宮市荒木町20番25号、住民票上の前住所兵庫県西宮市瓦林町20番20―203号
債務者　小阪　智也
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２９号
大阪府高槻市栄町１丁目12番22―404号
債務者　下澤夕理香
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１５号
大阪府摂津市正雀１丁目２番15―202号
債務者　伊藤　幸祐
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８８４号
大阪市淀川区十三東３丁目24番４―501号
債務者　竹瀬　勇三
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２００９号
大阪市港区市岡元町２丁目11番３号　スーパーリッチ314市岡201号
債務者　中野　和枝
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６９号
大阪市西区新町１丁目24番６号　マッセ新町メゾン201
債務者　幸　　和義
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９２号
大阪市北区西天満５丁目11番22―404号
債務者　高島　慶一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０２号
大阪府寝屋川市高宮新町１番７号
債務者　後藤　紀人
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部